

## 隣保館使用料変更（令和8年4月1日改定）

### 旧 施設使用料

区分	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
50平方メートル未満	150円	230円	230円
50平方メートル以上	810円	1,210円	1,210円
調理実習室	810円	1,210円	1,210円

### 冷暖房使用料

区分	1時間につき
50平方メートル未満	41円
50平方メートル以上	52円
調理実習室	52円



### 別表

### 新 施設使用料（令和8年4月1日より）

区分	1時間につき
50平方メートル未満	100円
50平方メートル以上	340円
調理実習室	340円

備考 周南市隣保館使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

（次ページあり）

## ○周南市隣保館条例より抜粋

### (使用料)

第6条 施設の使用料は、隣保館の事業目的に添うものについては無料とする。

- 2 隣保館の営利又は目的外使用については、別表のとおり使用料を徴収する。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## ○周南市隣保館条例施行規則より抜粋

### (使用料の減額又は免除)

第8条 条例第6条第3項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げるときで当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市以外の官公庁が利用するとき。 50パーセント減額
  - (2) 市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額
  - (3) その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額
- 2 条例第6条第3項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は共催するとき。
  - (2) 市内の公共的団体が利用するとき。
  - (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第6条に規定する周南市隣保館使用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (使用料の還付)

第9条 条例第6条第4項ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責任でない理由により、その使用を取り消したとき。 既納使用料の全額
  - (2) 使用の前日までに使用の取り消しを申し出たとき。 既納使用料の全額
  - (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 市長が定める額
- 2 前項の還付を受けようとする者は、周南市隣保館使用料還付申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。